

平成29年 第1回

可茂衛生施設利用組合議会

臨時会 会議録

平成29年8月3日

◇議事日程

日程第1		議席の指定
日程第2		会議録署名議員の指名
日程第3		会期の決定
日程第4	選挙第2号	議長選挙
日程第5	選挙第3号	副管理者選挙
日程第6	議案第9号	可茂衛生施設利用組合職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の制定について
日程第7	議案第10号	可茂衛生施設利用組合職員団体の登録に関する条例の制定について
日程第8	議案第11号	監査委員の選任について
日程第9	議案第12号	請負契約の締結について

◇議員定数 20名

◇出席議員(20名)

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	海老和允君	2番	森弓子君
3番	高木伸二君	4番	澤野伸君
5番	南山宗之君	6番	永松英三君
7番	板津徳次君	8番	佐曾利敏君
9番	佐藤光宏君	10番	佐伯雄幸君
11番	井戸敬二君	12番	加納福明君
13番	金子政則君	14番	林俊宏君
15番	横家敏昭君	16番	加藤邦之君
17番	今井俊郎君	18番	服田順次君
19番	渡邊公夫君	20番	山田儀雄君

◇説明のため出席した者

管理者	富田成輝君	副管理者	藤井浩人君
事務局長	山本和美君	総務課長	高木秀康君
経営管理課長	若井学君	業務課長	栞畑和重君

◇職務のため出席した事務局職員

総務係長兼財務係長	永田匠	書記	金子法雄
-----------	-----	----	------

【開会宣言】 午後 2 時 45 分

○副議長（森 弓子 君）

副議長の森でございます。

さて、平成 27 年 12 月 24 日の定例会より議長をお願いしてまいりました大沢議長ですが、本年 7 月 26 日をもって御嵩町議会議長を退任されました。従いまして、本組合議会におきましては、現在議長が空席となっております。つきましては、地方自治法第 106 条の規定により副議長が議長の職務を行いますので、よろしく願いいたします。

それでは、ただ今より、平成 29 年第 1 回可茂衛生施設利用組合議会臨時会を開会いたします。ただ今の出席議員数は、地方自治法の規定による定足数に達しており、本議会は成立しております。

日程に入るに先立ち、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

○管理者（富田 成輝 君）

はい、副議長〔挙手〕。

○副議長（森 弓子 君）

管理者「富田 成輝 君」。

○管理者（富田 成輝 君）

本日、ここに平成 29 年第 1 回可茂衛生施設利用組合議会臨時会を開催するにあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には、平素から本組合事業の各般にわたり、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。おかげをもちまして、新年度以降、各施設とも順調に稼働しております。また、新火葬場の整備運営事業につきましては、5 月に基本設計が完成し、現在は実施設計に移行しております。なお、建設工事につきましては、12 月からの着工見込みであることをご報告いたします。組合事業が順調に推移しておりますのも、ひとえに管内市町村や地元の皆様のご協力の賜物と、心より感謝申し上げます。

さて、本日ご提案申し上げ、ご審議願います案件は、「職員団体に関する条例の制

定 2件」、「監査委員の選任」、「請負契約の締結」の計4件でございます。各議案の詳細につきましては、事務局から説明をさせていただきますので、ご審議をいただきますようお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。よろしくお願いたします。

○副議長（森 弓子 君）

それではこれより、お手元に配付の議事日程に従いまして、本日の議事を進めさせていただきます。

【議席の指定】

○副議長（森 弓子 君）

日程第1「議席の指定」を行います。議席の指定につきましては、会議規則第4条の規定により、私から、1番「藤井 浩人 君」、9番「佐藤 光宏 君」、11番「井戸 敬二 君」、12番「加納 福明 君」、20番「山田 儀雄 君」を指定いたします。

【会議録署名議員の指名】

○副議長（森 弓子 君）

次に、日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、私から、19番「渡邊 公夫 君」、20番「山田 儀雄 君」のご両名を指名いたします。

【会期の決定】

○副議長（森 弓子 君）

次に、日程第3「会期の決定」を行います。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

〔『異議なし』の声あり。〕

○副議長（森 弓子 君）

ご異議ないものと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

【議長選挙】

○副議長（森 弓子 君）

次に、日程第4 選挙第2号「議長選挙」を行います。お諮りいたします。選挙の方につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法といたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

〔『異議なし』の声あり。〕

○副議長（森 弓子 君）

ご異議ないものと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。お諮りいたします。指名推選の方法につきましては、副議長において指名することといたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

〔『異議なし』の声あり。〕

○副議長（森 弓子 君）

ご異議ないものと認めます。よって、副議長において指名することに決しました。

それでは、本組合議会の議長に、8番「佐曾利 敏 君」を指名いたします。お諮りいたします。ただ今、指名いたしました「佐曾利 敏 君」を本組合議会の議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔『異議なし』の声あり。〕

○副議長（森 弓子 君）

ご異議ないものと認めます。よって、「佐曾利 敏 君」を本組合議会の議長の当選人と決定いたしました。

ただ今、議長に当選されました「佐曾利 敏 君」が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

それでは、議長と交替させていただきます。

(議長交代)

○議長（佐曾利 敏 君）

ただ今、議長という大役を仰せつかりました富加町議会の佐曾利でございます。

議員の皆様方のご支援を頂きまして、この重責を全うしたいと存じます。なにとぞ、皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。就任の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。それでは、着座にて、進行してまいります。

それでは、議事日程に従いまして、議事を進めさせていただきます。

【副管理者選挙】

○議長（佐曾利 敏 君）

次に、日程第5 選挙第3号「副管理者選挙」を行います。お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法といたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

〔『異議なし』の声あり。〕

○議長（佐曾利 敏 君）

ご異議ないものと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。お諮りいたします。指名推選の方法につきましては、議長において指名することといたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

〔『異議なし』の声あり。〕

○議長（佐曾利 敏 君）

ご異議ないものと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、本組合の副管理者に、1番「藤井 浩人 君」を指名いたします。お諮りいたします。ただ今、指名いたしました「藤井 浩人 君」を本組合副管理者の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔『異議なし』の声あり。〕

○議長（佐曾利 敏 君）

ご異議ないものと認めます。よって、「藤井 浩人 君」を本組合副管理者の当選人と決しました。

ただ今、副管理者に当選されました「藤井 浩人 君」が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

また、本組合の副管理者に美濃加茂市長「藤井 浩人 君」が就任されましたので、組合規約第5条第2項の規定により、美濃加茂市副市長「海老 和允 君」が本組合議会の議員となりました。議席番号は1番といたします。

（議席の交代）

○議長（佐曾利 敏 君）

それでは、副管理者に就任されました「藤井 浩人 君」から就任のご挨拶をいただきます。

○副管理者（藤井 浩人 君）

はい。改めまして、美濃加茂市の藤井でございます。

ただ今は、可茂衛生施設利用組合の副管理者という大役を仰せつかりまして、身の引き締まる思いでございます。議員の皆様方のご協力をいただきながら、管理者の富田市長と共に、管内住民の住み良い環境づくりと、廃棄物の安全かつ適正な処理を目指し、最善の努力を傾注して取り組んでゆく所存でございます。

皆様方の格別のご指導、ご鞭撻を賜りますよう切にお願い申し上げます、はなはだ簡単で

はございますが、就任の挨拶とさせていただきます。どうか今後とも、よろしくお願い申し上げます。

【議案第9号】 【議案第10号】

○議長（佐曾利 敏 君）

次に、日程第6 議案第9号「可茂衛生施設利用組合職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の制定について」及び日程第7 議案第10号「可茂衛生施設利用組合職員団体の登録に関する条例の制定について」の議案2件を一括議題といたします。朗読を省略して、提案内容の説明を求めます。

○事務局長（山本 和美 君）

はい、議長〔挙手〕。

○議長（佐曾利 敏 君）

事務局長「山本 和美 君」。

○事務局長（山本 和美 君）

議案第9号と議案第10号について説明いたします。順番が逆になりますが、先ず議案第10号についてご説明します。議案書は、2頁になります。「可茂衛生施設利用組合職員団体の登録に関する条例の制定について」でございますが、これは、平成29年3月31日をもって解散となった可茂広域行政事務組合において条例制定されていた職員団体登録制度について、同組合解散後は可茂広域公平委員会において職員団体登録を行えるよう必要事項について各市町村及び各組合で条例にて整備することとなったものでございます。各市町村では、3月議会で整備されていると思いますが、可茂衛生施設利用組合では、今回、制定をお願いするものでございます。内容的には「組合管理者の属する市町村の職員団体の登録に関する条例の例による。」としておりますので、可児市の条例の内容と同じということになります。お手元には、参考資料として可児市の条例をお配りしております。1頁の下方に載せていますのでご覧いただければと思います。第1条におきまして条例の目的を規定しています。第2条につきましては、登録

の申請手続きについて、第3条については、登録の通知を、第4条では、登録を受けた職員団体による規約等の変更または解散の届出に係る手続について規定しております。第5条におきまして、職員団体の登録の効力の停止及び登録の取消しについて規定しております。

次に、戻りまして議案書1頁をお願いいたします。議案第9号「可茂衛生施設利用組合職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の制定について」でございます。ご説明しました、議案第10号「職員団体の登録に関する条例の制定について」の前提として、可茂衛生施設利用組合は、地方公務員法第55条の2第6項の規定に基づいた職員団体のための職員の行為の特例に関する条例を制定していないため、今回、この条例もあわせて制定するものです。議案書にありますとおり、この条例も内容的には「組合管理者の属する市町村の職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の例による。」としておりますので、可児市の条例の内容と同じということになります。可児市の条例は、先程の参考資料の1頁に載せております。地方公務員法第55条の2第6項は「職員は条例で定める場合を除き、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、または活動してはならない。」と規定しています。この規定の趣旨とするところは、職員団体の業務または活動は、職員団体の責任と財政上の負担において行われるべきもので、職員団体のための職員の活動に対しては、給与を支給しないことが原則となっておりますが、その特例となる場合を、条例で定めることとしているものでございます。この規定を根拠として、今回条例を制定し、その特例となる場合を、第2条で、適法な交渉を行う場合のほか、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始の休日、年次有給休暇および休職期間の場合に限定させていただいたものでございます。今回制定の二つの条例の施行は、どちらも公布の日からとしております。ご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（佐曾利 敏 君）

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はございませんか。

[『質疑なし』の声あり。]

○議長（佐曾利 敏 君）

質疑なしと認めます。

これより、議案 2 件のうち、先ず議案第 9 号「可茂衛生施設利用組合職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の制定について」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔『異議なし』の声あり。〕

○議長（佐曾利 敏 君）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 9 号「可茂衛生施設利用組合職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の制定について」は、原案のとおり決しました。

次に、議案第 10 号「可茂衛生施設利用組合職員団体の登録に関する条例の制定について」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔『異議なし』の声あり。〕

○議長（佐曾利 敏 君）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 10 号「可茂衛生施設利用組合職員団体の登録に関する条例の制定について」は、原案のとおり決しました。

【議案第 11 号】

○議長（佐曾利 敏 君）

次に、日程第 8 議案第 11 号「監査委員の選任について」を議題といたします。

ただいま議題となっております案件につきまして、地方自治法第 117 条の規定により、13 番「金子 政則 君」の退席を求めますので、よろしくお願いたします。

（金子 政則 君、退席）

○議長（佐曾利 敏 君）

それでは、朗読を省略して、提案内容の説明を求めます。

○管理者（富田 成輝 君）

はい、議長〔挙手〕。

○議長（佐曾利 敏 君）

管理者「富田 成輝 君」。

○管理者（富田 成輝 君）

それでは、議案書3頁をお願いいたします。

平成27年7月14日の定例会より、監査委員をお願いしてまいりました「井戸 敬二」さんですが、本年3月27日をもって七宗町長の任期が満了となりました。従いまして、本組合の監査員のうち、議員選出の監査委員が空席となっております。

これに伴いまして、新しく監査委員として、八百津町長の「金子 政則」さんを選任いたしたく、地方自治法第196条第1項並びに本組合同約第8条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

「金子 政則」さんは、町長並びに組合議員以外にも、豊富な行政経験を積んでおられることから、監査委員として適任であると存じますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐曾利 敏 君）

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はございませんか。

〔『質疑なし』の声あり。〕

○議長（佐曾利 敏 君）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第 11 号「監査委員の選任について」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

〔『異議なし』の声あり。〕

○議長（佐曾利 敏 君）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 11 号「監査委員の選任について」は原案のとおり決しました。

ここで、「金子 政則 君」の着席を求めます。

（金子 政則 君、着席）

○議長（佐曾利 敏 君）

それでは、監査委員に就任されました「金子 政則 君」から就任のご挨拶をいただきます。

○監査委員（金子 正則 君）

ただ今、監査委員に選任をいただきました、八百津町の金子でございます。昨今の逼迫する地方自治体の財政運営において、組合の予算執行および財産管理を適正に監査し、健全で安定的な組合運営に資するよう、職務を全うする所存でございますので、皆様におかれましては、なにとぞご指導ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。はなはだ簡単ではありますが、就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく、お願い申し上げます。

【議案第 12 号】

○議長（佐曾利 敏 君）

次に、日程第 9 議案第 12 号「請負契約の締結について」を議題といたします。朗読を省略して、提案内容の説明を求めます。

○事務局長（山本 和美 君）

はい、議長〔挙手〕。

○議長（佐曾利 敏 君）

事務局長「山本 和美 君」。

○事務局長（山本 和美 君）

議案書4頁をお願いいたします。議案第12号 請負契約の締結についてでございます。これは、平成29年度可燃ごみ処理施設長寿命化工事を請け負わせるものでございます。契約の方法は、事後審査型制限付き一般競争入札で、契約金額は税込み329,918,400円でございます。契約の相手方は、日立造船株式会社中部支社 支社長金谷孝之さんです。この工事につきましては、国の交付金を受けて行いました長寿命化工事が平成28年度で完了いたしましたので、今年度から、引き続き、交付金対象外の部分の長寿命化工事を進めていくものでございます。工期については、議決をいただきました日から平成30年3月23日までとしております。以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（佐曾利 敏 君）

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はございませんか。

〔『質疑なし』の声あり。〕

○議長（佐曾利 敏 君）

質疑なしと認めます。

これより、議案第12号「請負契約の締結について」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔『異議なし』の声あり。〕

○議長（佐曾利 敏 君）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 12 号「請負契約の締結について」は、原案のとおり決しました。

【議了宣告】

○議長（佐曾利 敏 君）

以上で、本臨時会の日程は全て終了いたしました。ここで、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

○管理者（富田 成輝 君）

はい、議長〔挙手〕。

○議長（佐曾利 敏 君）

管理者「富田 成輝 君」。

○管理者（富田 成輝 君）

ただ今は、可茂衛生施設利用組合がご提案申し上げました案件につきまして、全てご決定を賜り厚くお礼を申し上げます。今後とも、地元の皆様のご理解をいただきながら、管内市町村の皆様と緊密な連携を図り、組合事業を推進してまいりたいと存じます。皆様方の一層のご指導、ご協力をお願い申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

【閉会宣告】

○議長（佐曾利 敏 君）

これをもちまして、平成 29 年第 1 回可茂衛生施設利用組合議会臨時会を閉会いたします。

【閉会】 午後 3 時 13 分